

平成 2 9 年 度 指 導 監 査 実 施 方 針

【 社 会 福 祉 法 人 等 】

第 1 . 基 本 方 針

- (1) 一般指導監査は、国が示した「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成29年4月27日付 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号 局長通知）、各施設の設備・運営の基準に関する条例、本方針2に定める「指導の重点事項」及び県が別途定める「主眼事項及び着眼点」に基づき、社会福祉法人・施設の運営全般について積極的に助言、指導を行うものとする。
- (2) 一般指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題点の指摘に留まることなく、その発生原因を明らかにし、運営水準の向上、改善に資するよう助言・指導的な態度で臨むものとする。そのため、監査指導結果の処理に当たっては、法人・施設を所管する各関係部署と十分な連絡・協議のもとに行い、一般指導監査をより効果あるものとする。また、指摘事項の改善に向け、一般指導監査の実施の際は監事の同席を求めるなど、監事との問題意識の共有に努める。
- (3) 全般的に適正な運営が行われている法人監査に対しては3年に1回の実地監査とする。
なお、上記に該当する法人が次の各号による場合には、各号に掲げる周期まで実地監査を延長することができる。
- ① 外部監査の活用や福祉サービス第三者評価事業の受審・結果公表、公認会計士・監査法人・税理士又は税理士法人等による支援、ISO9001の認証取得等により、財務状況の透明性・適正性の確保あるいは良質かつ適切な福祉サービスを提供していると判断できる場合 4年に1回
- ② 会計監査人を設置している法人において、作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合又は会計監査人を設置していない法人において、会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合 5年に1回
- (4) 適正な運営が確保されている施設に対しては2年に1回の実地監査とする。但し、児童福祉施設にあっては、年1回以上の実地監査を行う。
- (5) 継続的な指導を要する法人・施設に対しては、一般指導監査の際、問題点についての県からの指導・指摘事項及び法人・施設の課題を十分整理・把握した上で、実地監査に臨むものとする。
さらに、一般指導監査の後、指導内容が確実に実施されているか、又計画どおりに問題点の解消が図られているかについて、必要に応じて定期的に報告を求めるなどして進捗状況を把握し、問題点が早期に改善されるよう指導を行う。
また、一般指導監査により、問題点の確認、指導等が十分に実施できない場合は、その問題点について、再度監査を行う等、重点的な指導を行う。
一方、優良な経営・運営を行う法人・施設については、監査内容の簡素化を図る等メリハリの

ある指導監査を行う。なお、この場合においても（２）に定める社会福祉法人・施設の多くに共通する不適切な事務処理などの発生防止に資するよう内容の充実に努める。

- （６） 問題点が認知され、対応策を検討する必要がある場合、指導等を講じても改善がなされない場合及びその他緊急の対応を要する場合には、速やかに関係課検討会議を開催し、具体的な指導方針案を作成したうえで、実地指導を実施するものとする。

なお、関係課検討会議の構成は、監査指導室長及び法人・事業担当課長等とする。

ただし、必要に応じて他の関係職員を出席させることができる。

- （７） 指導監査において指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善しない法人・施設及び不祥事案をおこした法人・施設については、特別指導監査を実施する。

- （８） 特に法令違反や不正に関する通報等情報に対しては、平成21年度に県内で発生した「生活保護医療扶助不正請求事案（山本病院事件）」の経験を踏まえ平成22年度に策定した「医療・福祉分野における検査・監査の機能強化のためのガイドライン」に従い迅速に対応し、不正事案については厳正に対処する。

- （９） 社会福祉法人における制度改正への対応状況を確認し、必要な助言指導を行う。

- （10） 一般市が所管する社会福祉法人の法人監査が円滑かつ効果的に行われるよう、県が実施する施設監査との合同実施や、必要な助言や情報の提供、県市合同の研修の実施など、市における指導監督を支援する。

上記の10項目を基本方針とし、実地監査及び書面監査を組み合わせた実効性のある指導監査を実施する。

第2. 指導の重点項目

- （1） 法人運営の適正化の推進

① 理事・監事・評議員の職責の遂行

ア 理事会において、実質的な審議がされているか。

イ 監事監査において、実質的な監査が行なわれているか。

ウ 評議員会において、実質的な審議がされているか。

② 適切な会計処理の徹底

ア 経理規程に則った適切な会計処理がされているか。

イ 会計経理事務に係る内部牽制体制が確立されているか。

ウ 役員等関係者への特別の利益供与が行われていないか。

③ 法人運営の透明性の確保

ア インターネットの利用により現況報告書、計算書類、定款、役員報酬等の支給の基準、役員等名簿の公表を行っているか。

イ 財産目録、役員等名簿、役員報酬等の支給の基準を記載した書類、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置きがされているか。

(2) 施設等の運営適正化の推進

- ① 良好な契約の確保
 - ア 利用者に重要事項説明を行っているか。
 - イ 契約書が作成されているか。
- ② サービス提供の充実
 - ア サービス提供計画に基づいてサービスが提供されているか。
 - イ 利用者の状況に応じたサービス提供計画の策定及び見直しがされているか。
- ③ 虐待の防止
 - ア 利用者（児）に対し施設従事者等による虐待行為がないか。
 - イ 適切な虐待防止策が取られているか。
- ④ 安全対策の徹底
 - ア 防災体制（防火設備の設置、避難訓練の実施、非常災害対策計画の策定、災害等非常時の際の連絡・避難体制の確保等）の充実強化に努めているか。
 - イ 感染症（特にインフルエンザ、レジオネラ症、食中毒、ノロウイルス）の予防対策が徹底されているか。
 - ウ 危機管理（リスクマネジメント）の取り組みがされているか。
- ⑤ 苦情対応の体制整備の徹底
 - ア 苦情対応の仕組みの利用者への周知、第三者委員の設置などがされているか。
 - イ 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

第3. 実効性のある指導監査の実施

(1) 対象法人・施設の選定基準

選定に当たっては、原則として次の法人の選定基準から施設の選定基準までを順次適用する。

なお、指導監査調整会議の決定後においても状況により、実地監査を要すると認められるに至った法人・施設がある場合は、実地監査を行う。

(法人の選定基準)

次に該当する法人については、実地監査を実施する。

- ① 第1の(3)に定める周期に該当する法人
- ② 継続指導を要する法人
- ③ 新規に設立された法人

(施設の選定基準)

次に該当する施設については、実地監査を実施する。

- ① 「法人の選定基準」により選定された法人が運営する施設
- ② 継続指導を要するとされた施設
- ③ 児童福祉施設
- ④ 新規に整備された施設
- ⑤ 前年度において、書面監査又は施設監査を省略した施設

実地監査の対象とならなかった施設は書面監査（救護施設を除く。）とする。ただし、その対象の選定にあたっては、一般市所管法人への実地監査予定と調整する。

(2) 一般指導監査の実施

上記(1)対象法人・施設の選定基準(以下「選定基準」という。)に基づき選定された法人・施設に対し実地または書面での監査を実施する。

なお、状況の変化により、選定された法人・施設に対する監査方法を変更し、選定されなかった法人・施設に対する指導監査を実施することができるものとする。

① 実地監査

ア 監査体制〈法人・施設担当課との連携強化〉

設立間もない法人、特に指導を要する法人・施設、指摘事項が多い施設や指摘に対する改善が図られない法人については、指導監査の強化を図るため所管課との連携を密にし、十分な監査体制で実地監査を実施する。

イ 監査項目〈効果的な指導監査〉

画一的、形式的な監査にならないよう、法人・施設の運営状況や前回の指導監査結果に応じて、監査項目を絞り込んだ指導監査を実施する。

社会福祉法人の経営状況を的確に把握し、法人の自立経営に資するため、会計経理事務を施設単位のみならず、法人一括で指導監査を実施する。

ウ 監査日程〈改善指導の強化〉

指摘事項の改善指導を強化するため、効率的に監査日程を調整し、改善確認の徹底を図る。

エ 監査方法

選定された法人・施設については原則として、その所在地における実地監査とする。

なお、優良な運営を行う児童福祉施設については、前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査(以下「集合監査」という。)を実施することができるものとする。

② 書面監査

選定された施設から提出された監査資料の内容について書面監査を実施し、指導監査の効率化を図る。

(3) 特別指導監査の実施

指導等を講じても改善がなされない場合及びその他緊急の対応を要する場合には、速やかに関係課検討会議を開催し、指導方針を策定、監査指導室監査一係と法人・事業所管課による特別班を編成して特別指導監査を実施する。

第4. 指導監査後の指導

(1) 一般指導監査の際に発見した問題事項については、各所管課の担当者と調整し今後の指導に当たる。また、指摘事項に対する法人・施設からの回答が不十分な場合、関係課検討会議を開催し、今後の指導方針を決定し指導する。

(2) 特別指導監査の後、指導内容が確実に実施されているか、又計画どおりに問題点の解消が図られているかについて、必要に応じて定期的に報告を求めるなどして進捗状況を把握し、問題点が早期に改善されるよう指導を行う。

また、必要に応じて確認のための監査を実施する。